

裁 決 書

審査請求人

上記代理人弁護士 大鹿 祐太郎

平成25年8月26日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成25年6月28日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還額決定処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成25年6月28日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定により、生活保護費返還額決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成25年8月26日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて次のとおり主張しているものと解される。

平成 年 月 日に請求人の（以下「」という。）から 円の入金（以下「本件入金」という。）があったが、これは請求人が知人の売買代金を立て替えた際の金銭が返還されたものであり、請求人に利益は全くないので、法第63条の資力に該当せず、原処分は不当であるから、原処分の取消しを求める。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により要保護者ごとに算定された最低生活費のうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うとされている（法第8条第1項）。

そして、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第6.3条）。

イ 「仕送り、贈与等による収入」については、他からの仕送り、贈与等による金銭であつて社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(2)のイの(ア)）。

(2) 原処分について

ア 被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、前記(1)のアのとおり、受けた保護金品に相当する金銭の範囲内において保護の実施機関に返還しなければならないとされており、原処分を行うに当たっては、本件入金のような第三者からの仕送り、贈与等による金銭が社会通念上収入として認定することが適当であるか否かが検討されなければならない。

イ 本件入金について、請求人は、請求人が保護費の中から家賃の支払いのため保有していた金銭の一部を一時的に流用して知人の売買代金の立替えのために使用し、[REDACTED]から

その立て替えた金銭の返還を受けたにすぎないと主張するところ、処分庁は、請求人名義の口座宛になされている以上は、請求人自身が利用できる収入に当たることは明らかであり、本件入金は、[]からの仕送りに当たると主張する。しかし、本件に現れた証拠からは、処分庁が本件入金の目的の確認や[]への聞き取り等を行っていたとする事実認められないことから、単に入金の事実だけをもって判断したものといわざるを得ず、仕送り、贈与等による収入と判断するに当たって十分な事実確認、検証を行っていたとは認め難く、処分庁の主張は採用できない。

ウ、そして、一般的に立て替えた金銭の返還は、立て替えた者に何らかの利益を与える意思をもって譲渡される金銭と認識されておらず、また、請求人が立て替えた額は多額ではなく、その返還に要した期間も短いこと、請求人の保有する資産の実質的な増加が認められないことを勘案すると、社会通念上収入として認定することを適当としない金銭と取り扱うことが適当なものと判断される。

エ、以上のことから、本件入金は法第63条に定める資力とはいえず、原処分は違法又は不当であるとの判断をせざるを得ない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年7月21日

北海道知事 高橋 はるみ

